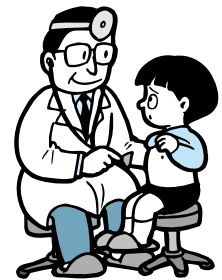


国民健康保険税のお知らせ

○ 平成20年度国民健康保険税率について

平成20年度の税率が決定しました。納期は7月（本算定）から2月（1期～8期）までとなります。年度の途中で所得金額が変更になったり、加入者の数が変わったときなどは、再度計算し直すことになります。また所得の少ない世帯を対象にした軽減制度があります。



▶ 平成20年度の税率表

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	(前年の総所得金額－330,000円) × 5.0%	(前年の総所得金額－330,000円) × 2.1%	(前年の総所得金額－330,000円) × 1.5%
資産割	固定資産税（H20年度）× 22.0%	固定資産税（H20年度）× 16.0%	固定資産税（H20年度）× 5.0%
均等割	19,000円 / 1人	5,000円 / 1人	9,000円 / 1人
平等割	24,000円 / 1世帯	6,000円 / 1世帯	3,000円 / 1世帯
賦課限度額	470,000円	120,000円	90,000円

※後期高齢者医療制度の創設に伴い後期高齢者支援金分が新たに加わりました。

▶ 『均等割』『平等割』の軽減制度

国保税には所得の少ない世帯を対象にした『均等割』『平等割』の軽減制度があります。

7割軽減	5割軽減	2割軽減
世帯主と国保加入者の前年中の所得金額の合計金額が33万円以下の世帯	世帯主と国保加入者の前年中の所得金額の合計金額が33万円＋(24.5万円×世帯主を除く国保加入者数)を超えない世帯。	世帯主と国保加入者の前年中の所得金額の合計が、33万円＋(35万円×国保加入者数)を超えない世帯。

※2割軽減について前年度までは申請が必要でしたが、今年度より申請が不要となります。

○ 年金から特別徴収（天引き）されている方のお支払い方法の変更について

国保税について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、又は10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、下記の①及び②のいずれの要件も満たす方は国保税を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

- ① これまで、保険税を滞納することなく納めていただいている方。
- ② これからの保険税を、口座振替により納めていただける方。

お申出は8月14日（木）までに、お電話にてお願いします。

お電話にて申出をいただいた後、申出書を送付させていただきます。確認後、10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、申し出期日を過ぎてお申し出いただいた場合は12月以降の年金から中止させていただきますこととなります。

▶ 問合せ先 税務課 市民税グループ（国民健康保険税 担当） ☎ 0299-72-0811
（麻生庁舎）

市税滞納処分による不動産公売のお知らせ

今年最初の不動産公売を実施します。参加ご希望の方は、行方市役所の各庁舎にある『公売広報』若しくは行方市のホームページをご確認ください。なお郵送による資料請求を希望する方は収納対策課へご連絡ください。

■公 売 日：平成20年9月3日（水）

■受付開始：12:50から

■入札時間：13:20から14:00

■場 所：行方市役所 玉造庁舎 2階 第一会議室（行方市玉造甲404番地）

公売対象不動産

売却区分	財産の表示 ・ 見積価額 ・ 公売保証金額
8-1	・行方市青沼字ハコウ448番 畑 2,065㎡ ・見積価額 700,000円（公売保証金額 70,000円）
8-2	・行方市青沼字ハコウ630番 畑 1,233㎡ ・行方市青沼字ハコウ631番9 畑 387㎡ ・見積価額 380,000円（公売保証金額 40,000円）
8-3	・行方市富田字宮平1479番 畑 628㎡ ・見積価額 790,000円（公売保証金額 80,000円）
8-4	・行方市若海字新林929番31 畑 874㎡ ・見積価額 460,000円（公売保証金額 50,000円）
8-5	・行方市小貫2810番7 山林 330㎡ ・見積価額 830,000円（公売保証金額 90,000円）

※注意事項

- 売却区分【8-1】、【8-2】、【8-3】、【8-4】の公売参加には、公売日に行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。手続きについては、行方市農業委員会事務局へお問合せください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。
- 行方市は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合があります。

インターネット公売のお知らせ ◆

平成20年度第1回目のインターネット公売を実施します。市税滞納者から差し押さえた財産を次の期間で売却します。公売財産の内容や、下見会の日時等については、行方市ホームページ（9月に掲載予定）もしくは下記の期間にYahoo! オークションの官公庁オークションサイトにてご確認ください。

参加申込期間 平成20年10月2日（木）13:00から平成20年10月16日（木）17:00まで

せり売り期間 平成20年10月22日（水）13:00から平成20年10月24日（金）13:00まで

※参加申込期間内にYahoo! オークションの官公庁オークションサイトより公売参加の申込手続きを行わなければ入札に参加できません。

※滞納税の完納などにより公売中止になる場合もあります。

インターネット公売？

インターネット公売とは、税金等の滞納者から差し押えた財産を、国税徴収法などの法令に則って、ネットオークションで売ることです。すでに全国で150以上の自治体を実施しています。公売されるものには、土地、建物、マンションから、自動車、バイク、美術品、腕時計、プラズマテレビなど様々です。

捜 索

財産調査等により滞納者の財産が発見できない場合には、滞納者の住居等において差し押えるべき財産を捜すものです。また、相手の意思に関わりなく行うことが出来ませんが、犯罪捜査ではないため令状は必要ありません。インターネット公売に提供する動産等は、捜索等により差し押えたものです。

【問合せ】 ◆公売について

行方市収納対策課（麻生庁舎）
☎0299-72-0811

◆買受適格証明書について

行方市農業委員会（北浦庁舎）
☎0291-35-2111